

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年2月1日時点	
～2021年1月31日	2021年2月1日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <hr/> <p>目次 （略）</p> <p>第1章～第14章 （略）</p> <p>別記 1～3 （略） 4 I P通信網契約者の地位の承継 (1) 第13条（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者（<a href="#">第4種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1のコース8に係る者に限ります。）</a>）及びデータ発信契約者を除きます。）の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてI P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。 (2)～(3) （略） 5 I P通信網契約者の氏名等の変更 (1) I P通信網契約者（<a href="#">第4種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1のコース8に係る者に限ります。）</a>）及びデータ発信契約者を除きます。）は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他I P通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにI P通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。 (2)～(3) （略） 6～18 （略）</p> <hr/>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <hr/> <p>目次 （略）</p> <p>第1章～第14章 （略）</p> <p>別記 1～3 （略） 4 I P通信網契約者の地位の承継 (1) 第13条（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者（データ発信契約者を除きます。）の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてI P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。 (2)～(3) （略） 5 I P通信網契約者の氏名等の変更 (1) I P通信網契約者（データ発信契約者を除きます。）は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他I P通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにI P通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。 (2)～(3) （略） 6～18 （略）</p> <hr/> <p><a href="#">附 則（令和3年1月26日 D P Sサ第00737244号）</a> <a href="#">（実施期日）</a> 1 <a href="#">この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。</a> <a href="#">（経過措置）</a> 2 <a href="#">この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のタイプ1に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</a></p>
--	--

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年2月1日時点	
～2021年1月31日	2021年2月1日～
	<p><u>3 前項の場合において、第4種契約者は、次に掲げる契約内容の変更に関し請求等を行うことができます。</u></p> <p><u>ア 氏名等の変更</u></p> <p><u>イ 同時セッション可能数の変更（減少させる変更に限ります。）</u></p> <p><u>4 当社は、第4種契約者から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。</u></p> <p><u>ア 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。</u></p> <p><u>イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。</u></p> <p><u>6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</u></p>